

第 1 回 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会

議事次第

平成 28 年 9 月 6 日（火） 14：00～

栃木県自動車整備振興会 3 階会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の改正について
- (2) 今後の特定地域協議会の進め方について
- (3) その他

3. 閉 会

-
- 資料 1 : 運輸審議会発表案件（報道発表）及び答申書
 - 資料 2 : 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について（報道発表）
 - 資料 3 : 栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）
 - 資料 4 : 特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について
 - 資料 5 : 特定地域計画の認可基準について（公示）
 - 資料 6 : 特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）

「第 1 回 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会」

議事録

平成 28 年 9 月 6 日（火）
14:00～15:00
整備振興会 3 階会議室

1. 開会及び資料確認

【事務局】

定刻となりましたので、只今より、「第 1 回 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会」を開催致します。

本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人栃木県タクシー協会の専務理事をしております、鉢村でございます。議事に入るまでの進行につきましては、私が努めさせていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

始めに、本日の協議会につきましては、過半数を超える構成員のご出席をいただいておりますので、宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第 5 条第 14 項の規定に基づき、適正に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本協議会につきましては、宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第 5 条第 13 項において「協議会は原則として公開とする。」旨規定されておりますので、報道関係の方々につきましても協議会が終了するまで入室は可と致します。

ただし、カメラやビデオ撮影については冒頭のための撮影とさせていただきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

～ 報道関係の方々の撮影あり ～

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。続いて、『出席者名簿』、『配席図』と続き、

資料 1 運輸審議会発表案件（報道発表）及び答申書

資料 2 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について（報道発表）

資料 3 宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）

資料 4 特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について

資料 5 特定地域計画の認可基準について（公示）

資料 6 特定地域における適正と考えられる車両数について（公示）

以上の資料をご用意しております。資料に不足等ございましたら、事務局にお申し出願います。よろしいでしょうか。

次に、本日ご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくところではありますが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係から本協議会に新たに参加の申出等のありました方々のみ、ご紹介させていただきます。なお、その他の構成員の方々につきましてはお手元にお配りしております『出席者名簿』、『配席図』をもってご紹介に代えさせていただきます。

それでは、新たな構成員の方々をご紹介させていただきます。

設置要綱第 4 条（3）「労働組合等」の区分として

全国一般栃木地方労働組合 神山 政一 様 でございます。

本日は 奈柄 計治 様に代理出席いただいております。

次に、設置要綱第 4 条（6）「その他協議会が必要と認める者」の区分として

これまで①「栃木県警察本部交通部交通規制課長」様、及び②「栃木県警察本部交通部交通指導課長」様にご参画いただいていたところですが、特定地域の指定を踏まえ、

今後作成する地域計画をより一層効果的なものとする観点から「栃木県警察本部交通部総括参事官」として

・交通企画課長 山田 秀夫 様 へと新たに加入いただいております。

また、国土交通省関東運輸局、栃木運輸支局の行政の方々は当協議会の構成員から外れておりますが、本日はオブザーバーとしてご出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

後程、通達等についてご説明頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

次に、今までの準特定地域協議会と新たな特定地域協議会の関係についてご説明致します。配布しております資料４の「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」別紙の「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」のⅡ．２．（２）において、「当該地域が法第３条第１項の規定により特定地域に指定された時点をもって、準特定地域協議会を法第８条第１項の規定により組織された特定地域協議会としてみなす。」とされております。

また、（３）においては、「準特定地域協議会において定めた設置要綱が特定地域協議会の設置要綱として適正なものか見直しを行うもの」とされておりますので、後程、設置要綱の改正について、ご協議いただきたいと思いますと思っております。

それでは議事に入りたいと思います。

ここからの進行は、会長にお任せ致します。森本会長よろしくお願い致します。

2. 議 事

【森本会長】

それでは、議事に入ります。

本年 3 月 14 日に開催いたしました準特定地域の協議会において、特定地域の指定に同意するとの判断に至り、その旨を国土交通大臣に報告致しました。その結果、資料 1 の報道発表のとおり 6 月 16 日の運輸審議会により国土交通大臣あてに「特定地域の指定が適当」である旨の答申書が提出され、資料 2 の報道発表のとおり「平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで」の 3 年間、国土交通大臣から特定地域に指定されたところであります。本日は特定地域の指定後、初の協議会の開催となります。限られた時間ではありますが、議事の円滑な進行にご協力を賜りますようお願い致します。

それではお手元の「議事次第」にしたがって進行させていただきます。

2. (1) 設置要綱の改正

議題（1）『栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の改正について』を事務局より説明をお願い致します。

【事務局】

それでは、資料 3「宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（案）」をご覧ください。変更内容についてご説明させていただきます。

変更内容については、赤字で示してございますが、まず、本設置要綱の表題につきましては、本年 7 月より「準特定地域」から「特定地域」に変更になっておりますので、「宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」と改正させていただきます。

第 1 条以降につきましても同様に「準特定地域」を「特定地域」に改正をしております。

次に第4条（協議会の構成員）につきましては、特定地域の指定期間が「平成31年6月30日」までとなりますので、任期を変更させていただいております。

また、先程ご紹介いたしました「栃木県警察本部交通部交通規制課長」様及び「同交通指導課長」様につきましては「栃木県警察本部交通部総括参事官交通企画課長」様へと変更するとともに、法第8条第2項に規定されている構成員に沿って改正しております。

更に第5条（協議会の運営）については、当協議会の実態に合わせた形式に改正します。まず第3項ですが、会長の任期を「平成31年6月30日」に変更し、第8項においても同様に事務局長の任期も「平成31年6月30日」に変更しております。

また、第10項の（3）の特定地域計画の作成及び変更を議決する場合について、ガイドラインで示されている「特定地域のモデル要綱」に沿って改正しております。

次に、新たな第11項には、これもモデル要綱に沿って、事業者の区分を規定させていただきました。具体的には①大規模事業者を101両以上、②中規模事業者を100両以下、30両以上、③小規模事業者を29両以下、④個人タクシー事業者の4つの区分としております。

次に新たな第16項では、協議会を開催する余裕がない場合の書面協議を規定しております。従来の要綱は、「新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決」の場合の規定としておりましたが、特定地域において、新規許可や増車は発生しないことから削除します。なお、公定幅運賃については、議論する可能性があることから、引き続き規定しております。

最後になりますが、事務局提案として協議会の下に分科会を設置し、分科会において供給輸送力の削減に向けた検討等をする方が効率的ではないかと考慮し、新たに第6条として分科会の規定を追加させていただきました。なお、本分科会の位置付けですが、

第４項に「分科会で検討した内容は協議会へ報告する」との記載のとおり、分科会の結果を本協議会に報告し、最終的な判断は協議会にて行うことになります。協議会の議論の効率化を図るための検討機関との位置付けとなります。

以上、設置要綱の改正について、説明させていただきました。

なお、本日欠席の委員の皆様に対しましては、本件に関し事前に委任状及び資料等を送付しており、今日現在まで特に反対の意見等は頂いておりませんことを申し添えます。

以上でございます。

【森本会長】

ただいま事務局より「設置要綱の改正について」ご説明がありましたが、ご意見やご質問のある方はよろしくお願い致します。

～委員からの意見無し～

では、事務局から何か追加説明はございますか。

【事務局】

事業者区分について少し説明をいたします。

事業者区分については、地域計画が大企業の意向で決まってしまうよう、中小事業者の意向も決議に反映させるために設けられたものです。

このため、現在車両数 844 両を「3」で割った車両数で分けるところですが、101 両以上の事業者は 1 社のみであり、次の車両規模の多い事業者との乖離があるため、101 両以上を大手事業者として、その車両数を除いた車両数の半数を勘案したところ、事業規模において 30 両以上を中規模事業者、29 両以下を小規模事業者としています。

大規模と中規模の区分については、どこで区分をしたとしても規模の差が明確になるものではないため、分かりやすく 100 両を超える者から大規模事業者としました。

参考までに車両数割合として、101 両以上の大規模事業者の合計車両数は 186 両あり比率としては 22.0%、100 両以下 30 両以上の中規模事業者の合計車両数は 325 両あり 38.5%、29 両以下の小規模事業者の合計車両数は 333 両あり 39.5%となっております。以上でございます。

【森本会長】

ただいま事務局より追加説明がございましたが、皆様の方から何かご意見はございますか。

特段無いようでしたら、設置要綱の改正の内容について議決をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。

では議決方法については事務局よりご説明をお願い致します。

【事務局】

それでは議決方法についてご説明致します。

設置要綱の改正の議決につきましては、現行の設置要綱第 5 条第 10 項（2）の規定により議決をとることとなっております。

それでは議決方法を説明致します。

- ①協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。
- ②設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

以上の要件を満たすことが必要となります。以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。

それでは説明のありました設置要綱の改正について議決をとりたいと思います。

委員の皆さまの議決を取る前にタクシー事業者関係の合意状況について、事務局から報告をお願い致します。

【事務局】

はい、それでは事務局から報告します。設置要綱に合意する事業者の保有する車両数は、法人、個人の全事業者 817両の内 751両合意、うち個人タクシーは、61両の内、61両合意という事で合意率は91.9%でございます。

タクシー協会に加盟する事業者の保有車両数は、法人、個人の加盟全事業者 817両の内 751両合意、うち個人タクシー61両の内、61両合意という事で同様に、合意率は91.9%であり、それぞれ合意事業者が過半数を超える状況となっております。以上でございます。

【森本会長】

ありがとうございました。タクシー事業者関係は9割を超える合意ということですね。
それではその他の委員の皆さま、設置要綱の改正に合意頂ける方は挙手をお願い致します。

～ 委員全員の挙手あり ～

【全国一般栃木地方労働組合 代理人 奈柄計治氏】

労働組合の議決権が一つというお話がございましたが、二つの労働組合が構成員となっている場合、どのようになるのでしょうか。

【事務局】

二つの組合がそれぞれ一つの議決権をもっておりまして、その過半数が必要という事になります。

【森本会長】

他にございませんでしょうか。

ありがとうございました。設置要綱改正の議決の要件を満たしておりますので、原案のとおり承認とさせていただきます。

なお、改正後の設置要綱につきましては、後日、委員の皆様方に送付させていただきます。

御協力ありがとうございました。

2. (2) 今後の特定地域協議会の進め方について

【森本会長】

次に、議題（2）『今後の特定地域協議会の進め方について』を事務局から説明をお願い致します。

【事務局】

それでは、「今後の特定地域協議会の進め方について」をご説明致します。

本協議会では、タクシー事業の適正化及び活性化に引き続き取り組むことになりませんが、特定地域に指定されたことから、当面は特定地域計画を作成するための活性化、適正化の協議が活発になるものと考えております。そこで、これらの協議をするに当たり、先程ご承認頂きました設置要綱第6条の「分科会」を活用し、協議していくことが効率的と考えますので、「分科会の設置」、「構成員の選定」及び「分科会会長の指名」を会長に提案させていただきます。

また、分科会の設置にあわせて分科会における協議の前提となる「供給輸送力の削減目標の設定」を本協議会で決めて頂きたいと思いますので、重ねて提案させていただきます。

よろしくお願い致します。

【森本会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から提案のありました分科会の設置、構成員の選定、分科会会長の指名につきましては、設置要綱第6条第1項から第3項の規定により、協議会の会長である私が判断することになっております。

私としましては、本協議会でタクシー事業の適正化、つまり供給輸送力の削減についての細かい協議をこの場で行うよりも、分科会を設置し、供給輸送力の削減について十分に協議をして頂き、本協議会に報告して頂いた方が効率的であると考えますので分科会を設置することと致します。

次に第2項の分科会の構成員についてですが、分科会での協議の中心が具体的な供給輸送力の削減や、その削減の方法になりますので、第4条(2)「タクシー事業者等」の

区分で参画している委員の皆さまと、(3)「労働組合等」の区分で参画している委員の皆さまに構成して頂きたいと思います。加えて、栃木運輸支局の行政の方にも引き続き分科会において各種データの提供をする等、オブザーバーとしてご出席いただき円滑な審議、議論に御協力頂ければと思っております。

次に第3項の分科会の会長についてですが、是非とも宇都宮タクシー事業者協議会長である濱田様に分科会会長をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に分科会での協議の前提となる供給輸送力の削減目標の設定ということですが、まずは、削減目標の設定に関する通達等について、オブザーバーの栃木運輸支局より説明をお願い致します。

【栃木運輸支局 栗田首席運輸企画専門官】

栃木運輸支局の栗田です。それでは削減目標設定に関する通達等について、説明させて頂きます。まず、資料4の「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」をご覧ください。7ページ目のⅡ. 3. に協議を行うに当たっての具体的な指針が規定されております。(1) 特定地域計画の作成では、「計画は特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組や供給輸送力の削減を定めるもの」となっております。また、それ以降には供給輸送力の削減方法等の協議に当たっての考慮すべき点が規定されております。

①では、先ほど承認された事業者の区分に応じて、一律又は一律でない削減率による減車や営業方法の制限となるように設定するものとされております。

②では、旧法の施行日（平成21年10月1日）以降に実施した減車・休車の実績を勘案するものとされております。また、なお書きでは旧法以前に実施した減車の実績を含

め設定することも差し支えないとされております。

③では、最低車両数を下回ることがないように考慮するものとし、下回る場合は営業方法の制限による削減とされています。なお、ここでいう最低車両数は、30 両と規定されております。

続きまして、資料 5 の「特定地域計画の認可基準について」をご覧ください。この基準では特定地域計画を認可するに当たっての方針等が規定されておりますが、2 ページ目の 2 「認可方針」(2) ②に特定地域計画には、供給輸送力の削減の前提となる目標を記載するとともに、当該地域において生じている問題及びそれらの問題を解消するための目標が定められていることが求められております。③には具体的に「削減すべき供給輸送力として、当該地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数が別途公示する適正車両数の上限に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数となるよう、削減すべき供給輸送力が定められているもの」とされております。

そこで資料 6 の「特定地域における適正と考えられる車両数について」をご覧ください。この資料 6 が先程お話ししました公示であります。宇都宮交通圏の適正車両数の上限値が法人タクシー643 両、個人タクシーが 47 両と公示されており、特定地域の指定日である本年 7 月 1 日の現有車両数との乖離率は法人タクシーでは 23.8%、個人タクシーでは 23.0%の乖離となっております。

従いまして、宇都宮交通圏において削減すべき供給輸送力は、最大で法人タクシーが 23.8% (200 両分)、個人タクシーが 23.0% (14 両分) となります。

説明は以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。

ただいま説明のありましたとおり供給輸送力の削減目標については、資料5の「特定地域計画の認可基準」により、「適正車両数の上限値に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数となるよう、削減すべき供給輸送力が定められているもの」と規定されており、宇都宮交通圏が特定地域に指定されたことを踏まえると、適正車両数の上限値を目標とすることが適切ではないかと私も考えておりますので、当協議会の供給輸送力の削減目標を適正車両数の上限値、重要なので繰り返しますが、資料6の2ページ目に記載があります法人タクシーで643両、個人タクシーで47両という数値を上限値として設定し、分科会において具体的な協議を行って頂く事を原案にしたいと思いますが、皆さん如何でしょうか。

特段、異論が無いという事でございましたら、当協議会の供給輸送力の削減目標は、「適正車両数の上限値」としたいと思います。

つきましては、資料4のガイドライン通達に「特定地域協議会の設置後直ちに特定地域計画の作成に着手するものとする。」との規定もあり、私からは是非とも年度末を目安に特定地域計画が作成出来るよう、関係者で取り組んでいただければと思います。

【全国一般栃木地方労働組合 代理人 奈柄計治氏】

年度末という事は、来年3月末までに作成するという事でしょうか。

【森本会長】

あくまで目安にしてみたらどうかというご提案でございます。

なるべく早くという事ですので、少しでも早く特定地域計画が整う事に期待しておりますので一つの目安という事でお話させていただきました。

2. (3) その他

【森本会長】

次に、議題（３）『その他』について、事務局から何かありますか。

【事務局】

特に議題はありませんが、先程、分科会の会長に濱田委員が指名されましたので濱田分科会会長から一言ご挨拶を頂きたいと思います。

【濱田交通(株) 濱田分科会会長】

森本会長から指名を受けました濱田と申します。

突然のご指名で戸惑っておりますが、宇都宮のタクシー事業者協議会会長をやらせて頂いている経緯によるご指名かと思っております。準特定地域の時からあった問題ですが、今後のタクシー業界存続のため、減車だけではなく乗務員の待遇改善等も進めていく必要があります。

栃木県内の活性化のため、来年から DC キャンペーンが始まる予定であります。

宇都宮市が栃木県の窓口として、業界全体が活性化できるよう頑張っていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

【森本会長】

濱田分科会会長、どうもありがとうございました。

大変難しい調整をお願いすることになってしまいましたが、是非とも構成員の皆様と十分な議論を重ねて、適切かつ円滑なご提案をいただければと思います。

業界全体の活性化、延いては宇都宮という大きなエリアの活性化が最終目標でありまして、大きな目標に向かって少し痛みが出る改革になりますが、前向きに物事を議論していただければと思います。

以上ですべての議事が終了しました。本日は円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。それでは進行を事務局にお返し致します。

【事務局】

森本会長、議事進行ありがとうございました。

今後、分科会において適正化及び活性化の検討を行っていくこととなりますので、指名されました委員の皆さまどうぞよろしくお願い致します。

分科会の開催日程につきましては、濱田分科会会長とも調整の上、各委員の皆さまへご案内させていただきます。

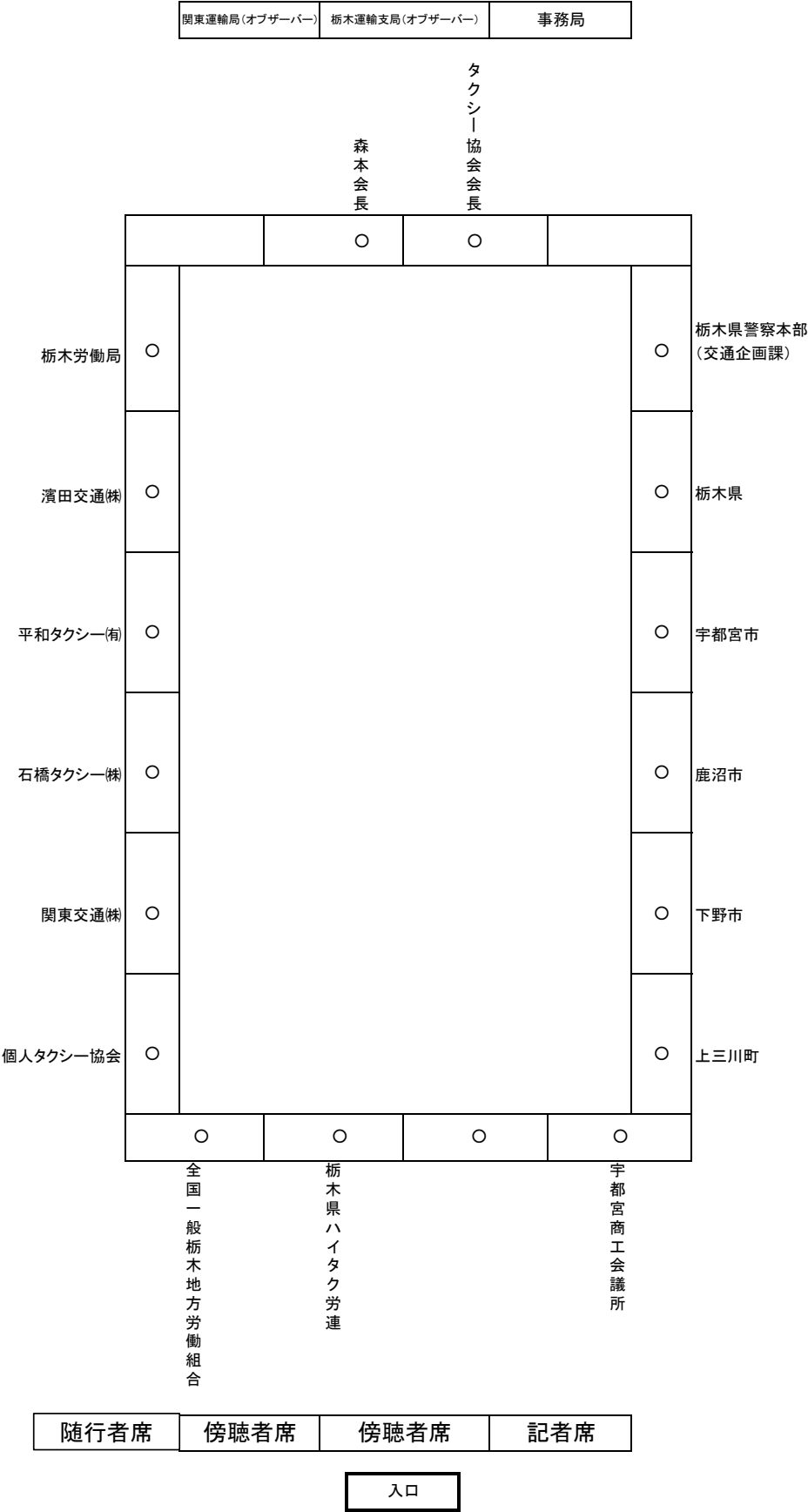
また、当協議会につきましては、分科会の進捗状況等を踏まえ、森本会長と今後の開催日程を調整していきたいと思いますので重ねてよろしくお願い致します。

以上で「第1回 宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会」を閉会と致します。本日は誠にありがとうございました。

以上

配席図

第1回 栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会



構成員名簿

		団体名	部署名	役職	構成員名	備考
1	出席	早稲田大学	理工学術院	教授	森本 章倫	
2	出席	栃木県	県土整備部交通政策課	課長	嶋田 寛	代理:係長 近藤 雅宏
3	出席	宇都宮市	総合政策部交通政策課	課長	室井 君夫	代理:課長補佐 青柳 裕
4	出席	鹿沼市	市民部生活課	課長	早川 綾子	代理:寺内 淳
5	出席	下野市	総合政策課	課長	星野 登	代理:猪瀬 貴之
6	出席	上三川町	企画課	課長	秋山 正徳	代理:川島 直人
7	欠席	壬生町	総務部総合政策課	課長	越路 正一	
8	出席	一般社団法人 栃木県タクシー協会		会長	植原 和信	
9	出席	濱田交通 株式会社		代表取締役社長	濱田 隆也	
10	出席	関東交通株式会社		代表取締役社長	保坂 和夫	
11	出席	石橋タクシー株式会社		代表取締役社長	荒川 弘幸	
12	出席	平和タクシー有限公司		代表取締役社長	原田 篤	
13	出席	栃木県個人タクシー協会		会長	神山 和美	
14	出席	栃木県ハイタク労働組合連絡会			尾林 達巳	
15	出席	全国一般栃木地方労働組合			神山 政一	代理:奈柄 計治
16	出席	宇都宮商工会議所	総務部	理事・事務局長	金子 敏	
17	欠席	鹿沼商工会議所		事務局長	村川 敏幸	
18	出席	栃木労働局	労働基準部監督課	課長	西川 聡子	
19	出席	栃木県警察本部	交通部交通企画課	交通部総括参事官	山田 秀夫	
20	欠席	栃木市	生活環境部交通防犯課	課長		
21	欠席	JR東日本大宮支社	総務部企画室		河田 誠	
					宇都宮	

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成 28 年 6 月 16 日
運輸審議会 審理室

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定事案に関する答申について（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、^{とうかつ}県南中央交通圏、宇都宮交通圏、富山交通圏及び久留米市）

平成 28 年 4 月 26 日及び同年 5 月 19 日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、指定することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下の URL で公表しています。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

「特定地域」とは「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第 3 条第 1 項の規定による特定地域のことで、概要等は資料 1 のとおりです。

今回の答申の対象となった各営業区域の範囲は資料 2 のとおりです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

運輸審議会審理室 川崎、木村、近藤

（代表）03-5253-8111（内線 53515）、（直通）03-5253-8810
（FAX）03-5253-1676

[タクシーに係る特定地域に関する問合せ先]

自動車局旅客課 古曳、佐々木

（代表）03-5253-8111（内線 41242）、（直通）03-5253-8569
（FAX）03-5253-1636

事案の種類 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

事案番号	指定する地域	期間	運輸審議会答申
平28 第5002号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5003号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京葉交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5004号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「東葛交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5005号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「千葉交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5006号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「県南中央交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5007号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「宇都宮交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5008号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「富山交通圏」	指定の日から 3年間	指定することが適当
平28 第5009号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「久留米市」	指定の日から 3年間	指定することが適当

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成26年1月施行)

原則 (道路運送法)

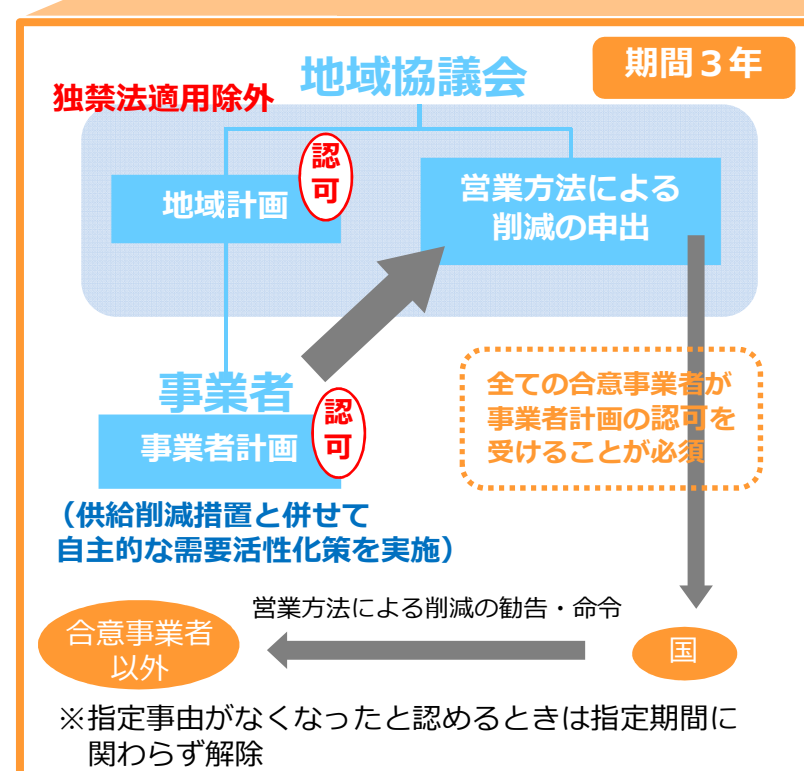
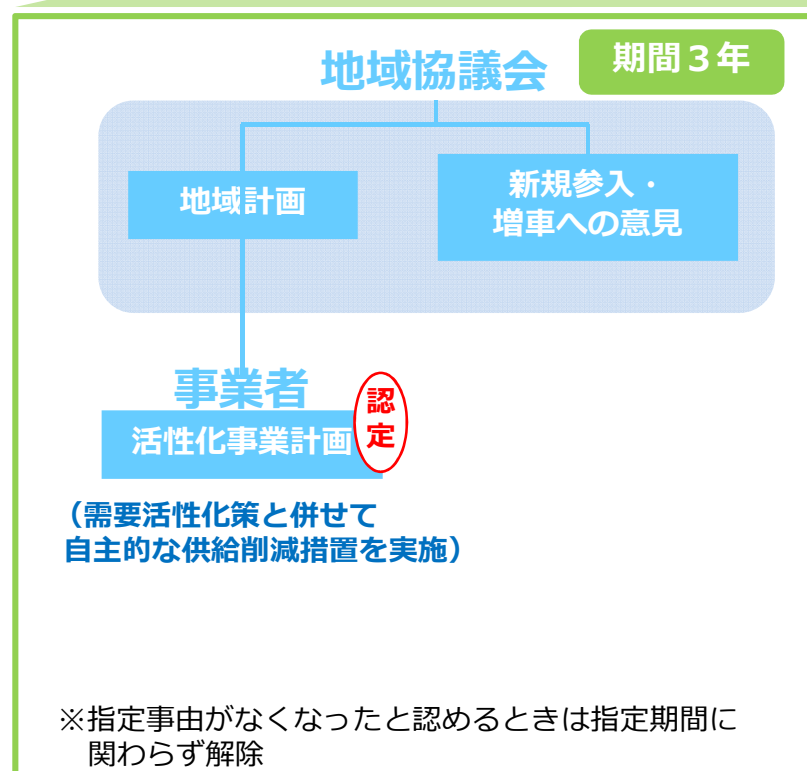
- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

準特定地域 (大臣指定)

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

特定地域 (大臣指定・運審諮問)

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）



資料2

答申対象となっている営業区域

都道府県	営業区域	営業区域の範囲
東京	南多摩交通圏	八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市
千葉	京葉交通圏	市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市及び浦安市
	とうかつ 東葛交通圏	松戸市、柏市、流山市、野田市及び我孫子市
	千葉交通圏	千葉市及び四街道市
埼玉	県南中央交通圏	川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市及び北足立郡伊奈町
栃木	宇都宮交通圏	宇都宮市、鹿沼市、下野市、栃木市（ただし、平成23年10月1日に編入された旧上都賀郡西方町の区域に限る。）、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町
富山	富山交通圏	富山市
福岡	久留米市	久留米市

特定地域一覧(平成28年6月16日現在 19地域)

都道府県	営業区域	指定期間	
北海道	札幌交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
宮城	仙台市	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
秋田	秋田交通圏	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
神奈川	京浜交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
新潟	新潟交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
石川	金沢交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
長野	長野交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
大阪	大阪市域交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
奈良	奈良市域交通圏	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
兵庫	神戸市域交通圏	平成27年9月1日から	平成30年8月31日まで
広島	広島交通圏	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
岡山	倉敷交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
福岡	福岡交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
	北九州交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
長崎	長崎交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
熊本	熊本交通圏	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
大分	大分市	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
宮崎	宮崎交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
鹿児島	鹿児島市	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで

※ 全国の営業区域の総数 638地域



平成 28 年 6 月 29 日
自動車局

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第 3 条に基づき、下記の地域を 7 月 1 日（金）付けで特定地域として指定しますので、お知らせ致します。

記

1. 指定する地域

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 5 条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」（埼玉）、「宇都宮交通圏」、北陸信越運輸局長が定める営業区域の「富山交通圏」、九州運輸局長が定める営業区域の「久留米市」

2. 指定する期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで
（平成 28 年 7 月 1 日の官報告示による）

【問い合わせ先】

（代表）03-5253-8111

国土交通省自動車局旅客課 古曳・佐々木（内線 41202、41242）

（直通）03-5253-8569 （FAX）03-5253-1636

宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

制定	平成 21 年 11 月 6 日
一部改正	平成 21 年 12 月 11 日
一部改正	平成 24 年 12 月 20 日
一部改正	平成 26 年 1 月 24 日
一部改正	平成 26 年 2 月 24 日
一部改正	平成 28 年 9 月 6 日

(目的)

第 1 条 宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、宇都宮交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗~~用~~旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な

協力の要請

- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成31年6月30日までとする。

(注) (1)～(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)～~~(7)(6)~~は、同第2項に規定する構成員。

(1) 関係地方公共団体の長又はそれらの指名する者

(2) タクシー事業者等

(3) 労働組合等

(4) 地域住民

(5) タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室企画調整課長

(6)(5) 学識経験者

早稲田大学理工学術院教授

(7)(6) その他協議会が必要と認める者

① 栃木県警察本部交通部総括参事官交通企画課長

栃木県警察本部交通部交通規制課長

栃木県警察本部交通部交通指導課長

② 栃木労働局労働基準部監督課長

③ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社企画室企画調整課長

2 協議会は前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(7)(6)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第1342項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等に

より示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成~~31-2-9~~年~~6-1~~月~~30-2-6~~日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成~~31-2-9~~年~~6-1~~月~~30-2-6~~日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長~~又はそれらの指名する者~~が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が~~準~~特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該~~準~~特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が~~準~~特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該~~準~~特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
 - (3) ~~準~~特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② ~~準~~特定地域計画に合意するタクシー事業者が~~準~~特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該~~準~~特定地域内の営業所に配置されるタクシー車

両の総台数の3分の2以上過半数であること。

③ タクシー事業者の区分毎に、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

④② 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

⑤④ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑥⑤ 法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長及び事務局長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 前項(3)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。

(1) 大規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が101両以上

(2) 中規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が100両以下、30両以上

(3) 小規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が29両以下

(4) 個人タクシー事業者

1211 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

1312 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

1413 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

1514 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

~~1615~~ 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第~~13-1-2~~項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

~~(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決~~

~~(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決~~

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。

3 分科会には会長をおき、分科会会長は協議会会長が指名する。

4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。

6 分科会は、非公開とする。

(その他)

第~~7-6~~条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成21年11月 6日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年12月11日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年 1月27日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年 2月24日から施行する。

附則 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

国自旅第 4 1 1 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

各 地 方 運 輸 局 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 局 長
(公 印 省 略)

特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考
え方について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 83 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 8 条の規定により組織される特定地域及び準特定地域の協議会について、その設置及び運営並びにそこでの合意が円滑に図れるよう（別紙）のとおり「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、関係者とも連携を図りつつ、特定地域及び準特定地域の協議会の制度を活用して一般乗用旅客自動車運送事業（法第 2 条第 1 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化が効果的に推進されるよう遺漏なきを期されたい。

また、当該ガイドラインでは、特定地域及び準特定地域の協議会の設置を円滑に促進する等の観点から、（別添）のとおり「協議会設置要綱（モデル要綱）」を提示することとしたので、特定地域及び準特定地域の協議会の運用の参考にされたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン

I. 準特定地域における協議会

1. 協議会の目的

準特定地域の協議会（以下「準特定地域協議会」という。）は、準特定地域計画の作成、当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる事項の協議を行うために設置するものとする。準特定地域協議会は、準特定地域において一般乗用旅客自動車運送（法第2条第3項に規定する一般乗用旅客自動車運送。以下「タクシー」という。）が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 準特定地域協議会の設置及び運営

（1）準特定地域協議会は、1つの準特定地域につき、1つ設置するものとする。

（2）準特定地域協議会の設立に当たっては、原則として、法第8条第1項に掲げる者が連携して設立準備会を立ち上げることとし、当該設立準備会が準特定地域協議会設立の主導的な役割を担うものとする（準特定地域の指定が地方公共団体の長の要請により行われた場合にあっては、当該地方公共団体の長は、積極的に設立準備会に参加することが望ましい。）。

なお、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「旧法」という。）第3条第1項の規定により特定地域に指定されていた地域にあっては、原則として、旧法第8条第1項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）を設立準備会として活用するものとする。

また、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、法第8条第3項の基準に適合する旧協議会にあっては、同条第1項の規定により組織された協議会としてみなす。

（3）準特定地域協議会は、設立時に設置要綱を定めるものとし、当該設置要綱の原案は設立準備会が作成するものとする。

なお、改正法附則第3条の規定によりみなされた協議会にあっては、設置要綱を見直しするものとする。

（4）設立準備会は、準特定地域協議会の設立前に、準特定地域協議会を設立する期日とともに準特定地域協議会を設立する旨を公表するものとする。適切な公表手段を有する者が設立準備会の構成員となっていない場合は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）へ準特定地域協議会

を設立する旨を報告し、地方運輸局長により公表するものとする。

なお、当該事項に限らず、協議会が公表を行うべき事項等については、同様の取扱いをすることは差し支えないものとする。

(5) 準特定地域協議会設立時の手続は次に掲げる順によるものとする。

- ① 法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員による設置要綱の承認
- ② 準特定地域協議会の役員の選出
- ③ ①②に掲げるもののほか、準特定地域協議会の運営に関して必要な事項の協議

(6) 準特定地域協議会の会長は、準特定地域協議会の構成員の中から互選により選任するものとする。

なお、協議会の会長は、学識経験者をもって充てることを基本とし、協議会が別に合意する場合は、その合意によることも差し支えない。

(7) 準特定地域協議会には、必要に応じ、設置要綱に定めることによって、その運営の事務に関して主導的な役割を担う事務局長その他の運営に必要な役員を置くことができる。

(8) 準特定地域協議会の役員の任期は、準特定地域協議会の設置要綱に定めることができるものとする。

(9) 準特定地域協議会は、準特定地域計画の作成後も、準特定地域に指定されている間は定期的に開催するものとする。

(10) (9)に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、準特定地域協議会を開催することができるものとする。また、準特定地域協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求できるものとするが、準特定協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

(11) 準特定地域協議会を開催するに当たっては、原則として、開催予定日の45日前までにその旨を公表するものとする。

(12) 準特定地域協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、準特定地域協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての構成員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（以下に掲げるものに限る。）を行うことができるものとし、当該手続を行う場合にあつては、I. 2. (11)の規定について「45日前」とあるのは「10日前」と、I. 4. (6)の規定について「30日前」とあるのは「3日前」と読み替えるものとする。

① 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の2第1項に規定する意見の提出に関する事項

② 施行規則第10条の6第1項に規定する意見の提出に関する事項

- (13) 準特定地域協議会における協議を円滑なものとするため、地方運輸局長は、準特定地域協議会に対して、準特定地域におけるタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとし、特に現状を説明する際には、当該準特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。

なお、地方運輸局長は、運営のために必要な支援を適時適切に行うものとする。

- (14) 準特定地域協議会において協議をするに当たっては、法第8条第1項及び第2項に掲げる各区分ごとの構成員の意見を十分に斟酌することが重要であること、また、円滑な協議の運営を確保する観点から、I. 4. (1) ②及び③の区分に掲げる構成員とそれ以外の区分に掲げる構成員の割合が著しく不均衡とならないよう各区分ごとにおける構成員の発言のあり方等のルールを策定するものとする。

3. 準特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

準特定地域協議会においては、次の(1)～(3)に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

準特定地域計画は、準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、準特定地域協議会は、準特定地域協議会の設置後直ちに準特定地域計画の作成に着手するものとする。準特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた準特定地域計画に関する事項に十分留意するものとする。

(2) 準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域協議会は、準特定地域計画に定められた事項の円滑な実施のために必要な場合には、当該事業の関係者の連絡調整の場を設けるよう努めるものとする。
- ② 準特定地域協議会は、準特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、その議決を経て、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、必要な協力を要請できるものとする。

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要な協議

準特定地域協議会は、地域の実情に応じて、当該準特定地域協議会の存する準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要となる事項を協議するものとする。

4. 準特定地域協議会の構成員

- (1) 法第8条第1項及び第2項に掲げる者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- ① 関係地方公共団体の長 準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する地方公共団体の長であって、地域公共交通としてのタクシーの

役割・あり方等に関心を持ち、タクシーを地域公共交通として積極的に活用していく意欲等を示した地方公共団体の長

- ② 一般乗用旅客自動車運送事業者等 法第5条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者等
 - ③ 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体 準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業」という。）が雇用するタクシー事業の事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下「タクシー車両」という。）の運転者（以下「タクシー運転者」という。）が組合員となっている労働組合等のタクシー運転者の組織する団体（以下「労働組合等」という。）
 - ④ 地域住民 例えば自治会、商工会等のタクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者（地域の実情に精通している地方公共団体が推薦する団体又は組織の代表者が望ましい。）
 - ⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者等の他の公共交通事業者、ホテル等の宿泊施設管理者等
 - ⑥ 学識経験を有する者 大学教授等の学識経験者
 - ⑦ その他協議会が必要と認める者 タクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で必要と認められる者（例えば、準特定地域協議会の協議事項に関係する行政機関（特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会）及び観光協会等
- （2）準特定地域協議会は、法第8条第1項に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、同条第2項により構成員として加えた者が任意に脱退することができるものとする。
- （3）法第8条第1項に掲げる者については、準特定地域において該当する者が存在しない場合を除き、必ず1者は準特定地域協議会に参加していなければならないものとする。
- （4）準特定地域協議会の構成員については、地域の実情を踏まえて、準特定地域協議会におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的に推進するものとなるよう十分留意するものとする。特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関を積極的に構成員として加えるものとする。
- （5）準特定地域協議会設立後の準特定地域協議会の構成員の変更は、設置要綱の変更を必要とせず、準特定地域協議会会長等（設置要綱に事務局長又

は役員を定める場合においては、事務局長又はその役員。以下同じ。)が把握するものとする。

- (6) 準特定地域協議会からの脱退又は準特定地域協議会協議会への加入をしようとする者は、随時、特定地域協議会会長等に申し出るものとする。

ただし、I. 2. (11)に基づき協議会の開催の公表があった場合にあっては、協議会開催予定日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

- (7) 原則として、準特定地域協議会の構成員となっているタクシー事業者は、自らの意思により、自らが所属する団体（以下「タクシー協会等」という。）に準特定地域協議会における議決権の行使を委任できるものとし、当該委任を受けたタクシー協会等がタクシー事業者に代わって準特定地域協議会に参加できるものとする。

5. 準特定地域協議会の合意形成

- (1) 設立準備会は、準特定地域協議会の設置要綱の原案を作成し、準特定地域協議会の設立時に法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員の承認を得るものとする。承認の方法は、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに留意する観点から以下の方法によるものとする。

① 関係地方公共団体の長が全て承認すること。

② 設置要綱を承認するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱を承認するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が承認すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が承認すること。

- (2) 準特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、準特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。

- (3) 設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。

- (4) 設置要綱に定める準特定地域協議会の議決方法は、(1)を参考にしつつ、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに十分留意するものとする。

- (5) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、準特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

- (6) 準特定地域計画の作成に当たっては、法第9条第4項の規定により、そ

の作成に係る合意をした準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であるものでなければならないことに留意するものとする。

Ⅱ. 特定地域における協議会

1. 協議会の目的

特定地域の協議会（以下「特定地域協議会」という。）は、特定地域計画の作成、当該特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる取組の協議を行うために設置するものとする。特定地域協議会は、特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 特定地域協議会の設置及び運営

- (1) 特定地域協議会は、1つの特定地域につき、1つ設置するものとする。
- (2) 当該地域が法第3条第1項の規定により特定地域に指定された時点をもって、準特定地域協議会を法第8条第1項の規定により組織された特定地域協議会としてみなす。
- (3) 特定地域協議会は、準特定協議会において定めた設置要綱が特定地域協議会の設置要綱として適正なものか見直しを行うものとし、見直しに当たっては、特に以下の点に留意するものとする。
 - ① 協議会における実施事項（協議事項の見直し）
 - ② 協議会の運営（議決方法の見直し等）
- (4) I. 2. (6)～(14) ((12) ①を除く) までの規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域」とあるのは、「特定地域」と読み替えて準用する。

3. 特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

特定地域協議会においては、次の(1)～(2)に掲げる事項について、それぞれ次に定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

特定地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組や供給輸送力の削減を定めるものであり、特定地域協議会は、特定地域協議会の設置後直ちに特定地域計画の作成に着手するものとする。

なお、特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた特定地

域計画に関する事項に留意するものとし、特に、削減すべきタクシー事業の供給輸送力及びその削減方法等の協議に当たっては、以下の点を十分に考慮するものとする。

- ① 地域の実情に応じて協議会の合意により定める保有車両数ごとのタクシー事業者の区分（大手事業者、中小事業者等）を設定し、当該区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じて、一律又は一律でない削減率による減車や営業方法の制限となるよう設定するものとする。

なお、一律でない削減率による減車や営業方法の制限の設定を行う場合にあっては、（別添１）の例示を参考とするものとする。

- ② 各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力の設定に当たっては、各タクシー事業者における旧法の施行の日（平成21年10月１日）以降に実施した減車及び休車の実績を勘案するものとする。

なお、特定地域協議会の判断において、旧法の施行の日以前に実施した減車の実績を含め設定することも差し支えないものとする。

- ③ 減車による供給輸送力の削減の設定に当たっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年１月24日付け国自旅第406号）」Ⅱ．３．（１）②に定める最低車両数を下回ることがないように考慮するものとし、最低車両数を下回る場合においては、営業方法の制限による供給輸送力の削減とするものとする。

- ④ 営業方法の制限による供給輸送力削減率の算定方法については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（平成26年１月24日付け国自旅第410号）」を参考として、定めるものとする。

なお、各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力を協議する際には、特定の曜日等に偏ることにより、利用者利便を損なうことがないように留意するものとする。

- （２）Ⅰ．３．（２）及び（３）の規定について、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

４．特定地域協議会の構成員

Ⅰ．４の規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

５．特定地域協議会の合意形成

- （１）特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。
- （２）設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。
- （３）特定地域協議会の議決の方法は、次の①及び②を参考にしつつ、特定地

域協議会運営の公平と特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないよう十分に留意するものとする。

① 設置要綱の合意に関する議決

- i) 地方公共団体の長の全てが合意すること。
- ii) 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- iii) 合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- iv) 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- v) 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- vi) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

② 特定地域計画の合意に関する議決

- i) II. 5. (3) ① i) 及び iii) から v) までの掲げる要件を満たしていること。
 - ii) 合意するタクシー事業者が特定地域内に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の台数の総台数の3分の2以上であること。
 - iii) II. 3. (1) ①において設定する区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - iv) 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - v) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - vi) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定める活性化措置に係る事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

III. その他

- 1. 協議会は、準特定地域計画又は特定地域計画を作成するに当たっては、「特定地域計画の認可基準（平成26年1月24日付け国自旅第402号）2の認可方針に適合するものでないことに留意するものとする。
- 2. 協議会は、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の

計画との整合性の確保を図るため、必要に応じ道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会等の地域の移動手段のあり方を協議する協議体との連携を行うものとする。

附 則

本通達は、平成26年 1 月27日から施行する。

特定地域計画に記載する供給輸送力の削減パターン（例示）

《パターン 1》

- 最低車両数を基準とし、最低車両数以上の事業者と最低車両数以下及び個人事業者で区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・最低車両数以上の事業者は、X%の減車
 - ・最低車両数以下及び個人事業者は、X%又はY%の減車に相当する営業方法の制限

《パターン 2》

- 車両規模等による区分をせずに全ての事業者において、一律に営業方法の制限により供給輸送力を削減する場合
 - ・全ての事業者が、一律X%の減車に相当する営業方法の制限

《パターン 3》

- 地域の実情に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・大手事業者は、X%の減車
 - ・中小事業者は、Y%の減車
 - ・最低車両数以下の事業者及び個人事業者は、Y%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限

《パターン 4》

- 地域の実情に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・大手事業者は、X%の減車
 - ・中小事業者は、〇両の減車 + Z%の減車に相当する営業方法の制限
 - ・最低車両数以下の事業者及び個人事業者は、X%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン 1	最低保有車両数以上の事業者 X %減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X %又はY %相当の営業方法の制限	
パターン 2	全ての事業者 一律 X %相当の営業方法の制限		
パターン 3	〇〇〇両以上の事業者 X %減車	〇〇両以上の事業者 Y %減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X %又はZ %相当の営業方法の制限
パターン 4	〇〇〇両以上の事業者 X %減車	〇〇両以上の事業者 〇両の減車 + Y %相当の営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X %又はZ %相当の営業方法の制限

(別添：準特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（準特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② （地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
- (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
- (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
- (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
- (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
- (8) ○○都道府県公安委員会
- (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第11項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は○年とする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

7 事務局長の任期は○年とする。

8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 10 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前（地域の実情に応じて、必要となる日数を記入）までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。

(第14項は必要に応じて記載する)

14 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第11項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(別添：特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

（目的）

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（特定地域）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

② ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② （地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
- (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
- (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
- (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
- (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
- (8) ○○都道府県公安委員会
- (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は、事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第11項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

3 会長の任期は○年とする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

7 事務局長の任期は○年とする。

8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。

9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 第4条1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
 - ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 10 前項(2)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。
- (1) 大手事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以上
 - (2) 中小事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以

上

(3) 個人タクシー事業者

- 11 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。
(第15項は必要に応じて記載する)

- 15 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第11項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。

(その他)

- 第６条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

公 示

特定地域計画の認可基準について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号・以下「法」という。）第 8 条の 2 に基づく特定地域計画を認可する際の認可基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成 26 年 1 月 27 日

関東運輸局長 原 喜信

記

1 認可

- (1) 特定地域計画の認可申請書（法第 8 条の 2 第 4 項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成 21 年国土交通省令第 58 号。以下「施行規則」という。）第 3 条の 4 の規定により添付又は提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る特定地域計画が下記 2 「認可方針」に適合していることを確認した上で認可を行うものとする。
- (2) (1) の認可をする場合、法第 8 条の 2 第 4 項及び施行規則第 3 条の 4 に規定するもののほか、その他必要な書類の提出を求めるものとする。
- (3) 認可を受けた特定地域計画（以下「認可特定地域計画」という。）の変更の認可に当たっては、認可特定地域計画の変更の認可申請書（施行規則第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 項の規定により提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る認可特定地域計画が下記 2 「認可方針」に適合していることを確認した上で変更の認可を行うものとする。

当該変更の認可をする場合については、(2) の規定を準用する。
- (4) (1) 及び (3) の審査に要する標準的な期間は、3 ヶ月とする。

2 認可方針

法第 8 条の 2 の規定を踏まえ、特定地域計画の認可方針を以下のとおりとする。

- (1) 特定地域計画の認可の申請者

法第 8 条第 1 項の規定に基づく協議会（以下同じ。）であること。

（２） 特定地域計画に定める事項

① 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

一般乗用旅客自動車運送事業（法第 2 条第 1 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の公共交通機関としての役割や責務、当該特定地域におけるタクシー事業の現況及び取組みの方向性等、タクシー事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針が定められているものであること。

② 特定地域計画の目標

供給輸送力の削減の前提となる目標を記載するとともに、当該特定地域において生じている問題及びそれらの問題を解消等するための目標が定められているものであること。

③ 当該特定地域において削減すべきタクシー事業の供給輸送力

②の特定地域計画の目標に即し、当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車（法第 2 条第 9 項に規定する事業用自動車。以下同じ。）の総台数及び別途公示する当該特定地域において適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）、その他必要な書類等を勘案し、当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数が適正車両数の上限に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数となるよう、当該特定地域において削減すべき供給輸送力（事業用自動車の減車又は営業方法の制限によるもの。以下同じ。）が定められているものであること。

④ 当該特定地域計画において行うべきタクシー事業の供給輸送力の削減の方法

当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法、実施時期が確実に遂行するため適切に定められているものであること。具体的には、当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法が実施可能なものであって、かつその実施時期が具体的な内容に照らし適切なものであることが確認できるものであること（⑥について同じ。）。

なお、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行う場合にあっては、協議会の構成員による確認や事業者同士が相互に確認ができる体制の構築等について、具体的な方法が記載されていること。

また、実施時期については、逐次、事業用自動車の削減の状況の検証が行えるよう、短期（１年以内）、中期（指定期間内）等、極力詳細に設定するものとする（⑥について同じ。）。

⑤ 当該特定地域に営業所を有する各事業者（法第 2 条第 2 項に規定する一般

乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業者」という。）が行うべきタクシー事業の供給輸送力

③の当該特定地域において削減すべき供給輸送力のうち、当該特定地域内に営業所を有するタクシー事業者が各々削減すべき供給輸送力、又は特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数規模ごとに削減すべき供給輸送力が定められているものであること。

⑥ 当該特定地域内に営業所を有する各タクシー事業者が行うべきタクシー事業の供給輸送力の削減方法

④の当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法、実施時期のうち、当該特定地域内に営業所を有するタクシー事業者が各々行う供給輸送力の削減の方法、実施時期が定められているものであること。

⑦ その他当該特定地域における供給輸送力の削減に関し必要な事項

①のタクシー事業の適正化及び活性化に関する基本的な方針に即した事項が定められていること。

当該要件との適合性を判断するに当たり、タクシー事業の適正化及び活性化に関する基本的な方針に即しているかについては、特定地域計画の内容から総合的に判断するものとする。

(3) 特定地域計画に定めることができる活性化措置

当該特定地域におけるタクシー事業の活性化を推進するために行うもの、又はタクシー事業の譲渡又は譲受け及びタクシー事業者たる法人の合併又は分割等経営の合理化に資するものであること。

当該要件との適合性を判断するに当たっては、特定地域計画に定める活性化措置の内容が、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、タクシー事業の活性化に資する事業であることが説明されることをもって判断するものとする。

(4) 基本方針との整合性

特定地域計画に定める事項が、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（平成21年国土交通省告示第1036号。以下「基本方針」という。）」に照らし適切なものであること。

特に、基本方針において、供給輸送力の削減の実施に当たり、地域公共交通としての機能を十分に発揮できる地域の需要に応じた適切な供給量とするために必要かつ最小限度の供給輸送力の削減を実施することが重要である旨が記述されていることから、特定地域計画に定める供給輸送力の削減の実施が、適正車両数の上限に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数であって、当該地域の需要に応じた適切な供給量となっていること等を確認することとす

る。

また、活性化措置を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要である旨が記述されていることから、輸送需要に対応した合理的な運営、法令の遵守の確保、運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓、又はタクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割が設定されている場合には、活性化事業の効果を高めるのに有効であるかの観点から、地域のニーズ等に応じ、特定地域計画に定められた目標の達成に必要な事業が適切に設定されていること等を確認することとする。

なお、供給輸送力の削減の実施に当たっては、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第8条第3号）附則第8条の規定に基づき、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第13条第1項に規定する認定特定事業計画に基づいて行われたタクシー事業の供給輸送力の減少の実績が勘案され、当該特定地域におけるタクシー事業者間の適正かつ公平な供給輸送力の削減が設定されていることを確認することとする。

（５） 地域交通に関する計画との整合性

特定地域計画に定める事項が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項の都市計画、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の地域公共交通総合連携計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。

当該要件との整合性を判断するに当たっては、法第8条の2第4項の規定に基づき添付する書面により、特定地域計画に定める内容が、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るものであって、地域公共交通の活性化及び再生に資する事業であることが判断することとする。

なお、法第8条の2第4項の規定に基づき添付する書面は、協議会会長の自署による宣誓書とする。

（６） 法第8条の2第5項第3号に定める要件との適合性

施行規則第3条の4第2号に規定する添付書類により、協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をしたタクシー事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計を確認し、同条第3号に規定する添付書類により、当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数を確認の上、前述の事業用自動車の台数の合計が、後述の事業用自動車の総台数の3分の2以上であることを確認することとする。

(7) 独占禁止法との関係性

特定地域計画に定める供給輸送力及びその削減の方法が、供給過剰の状況を是正するために必要かつ最小限度の範囲内のものであって、特定のタクシー事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでなく、かつ当該特定地域内のタクシー事業者間で、適正な競争が確保され、タクシーの利用者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 認可特定地域計画の変更命令等

認可特定地域計画が認可後の社会経済情勢の変化等により、2に掲げる認可方針うち(4)、(5)又は(7)に適合しないものとなった場合は、特定地域計画の認可を受けた協議会(以下「認可協議会」という。)に対し、当該認可特定地域計画の変更を行うよう命ずることとし、認可協議会が命令に従わないときは、その認可を取り消すこととする。

附 則

本公示は、平成26年1月27日以降処分するものから適用する。

公 示

特定地域における適正と考えられる車両数について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成27年8月10日

関東運輸局長 濱 勝俊

記

別添のとおりとする。

附則（平成28年7月15日 一部改正）

- 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。

(別添)

特定地域における適正車両数

1. 法人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域指定 日現在の車両 数 *1	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両 数(上限)との乖離率 (%)	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両 数(下限)との乖離率 (%)
		上限	下限			
東京都	南多摩交通圏	1,214	1,057	1,240	2.1	14.8
神奈川県	京浜交通圏	6,379	5,509	6,894	7.5	20.1
千葉県	京葉交通圏	1,453	1,287	1,514	4.0	15.0
	東葛交通圏	996	885	1,087	8.4	18.6
	千葉交通圏	1,085	964	1,363	20.4	29.3
埼玉県	県南中央交通圏	2,399	2,132	2,524	5.0	15.5
栃木県	宇都宮交通圏	643	571	844	23.8	32.3

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーを除く。)の数である。

2. 個人タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		特定地域指定 日現在の車両 数 *1	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両 数(上限)との乖離率 (%)	特定地域指定日現在 の車両数と適正車両 数(下限)との乖離率 (%)
		上限	下限			
東京都	南多摩交通圏	264	230	269	1.9	14.5
神奈川県	京浜交通圏	1,980	1,710	2,139	7.4	20.1
千葉県	京葉交通圏	358	317	372	3.8	14.8
	東葛交通圏	80	71	87	8.0	18.4
	千葉交通圏	212	189	266	20.3	28.9
埼玉県	県南中央交通圏	120	107	126	4.8	15.1
栃木県	宇都宮交通圏	47	42	61	23.0	31.1

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車(1人1車制個人タクシーに限る。)の数である。

*1 ……神奈川県京浜交通圏の特定地域指定日は平成27年8月1日
東京都南多摩交通圏、千葉県京葉交通圏、同東葛交通圏、同千葉交通圏、埼玉県県南中央交通圏及び栃木県宇都宮交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ (平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数) ÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

②個人タクシー

個人タクシー(1人1車制個人タクシーに限る)の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。
(小数点以下切り上げ)

2. 適正車両数の算定基礎数値

(法人タクシー)

①一般タクシー

都道府県	営業区域 (交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成25年度 総実車キロ (京浜交通圏以外 は平成26年	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*3	実働率	
							上限値*4	下限値*4
東京都	南 多 摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92
神奈川県	京 浜	176,946,412	0.97	460,079,064	0.44	2,201,518	0.80	0.93
千葉県	京 葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90
	東 葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90
	千 葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90
埼玉県	県 南 中 央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90
栃木県	宇 都 宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*5	下限*5
神奈川県	京 浜	40	0.10	0.22
千葉県	京 葉	9	0.04	0.15
	東 葛	1	0.10	0.20
	千 葉	28	0.21	0.29
埼玉県	県 南 中 央	17	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

- *1.....「平均対前年度比率」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
(京浜交通圏以外は、平成21年度から平成26年度)
- *2.....「平均総走行キロ」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロの平均値
(京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度)
- *3.....「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における延実働車両数の平均値
(京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度)
- *4.....実働率の「上限値」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値